

# 高知県促進区域の設定に関する環境配慮基準（案）へ寄せられた意見の概要と、意見に対する考え方

提出団体数：3団体、意見数4件

整理番号	該当項目	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	第2-2【表1】 砂防指定地	当自治体で事業化を進めている小水力発電事業の流末処理に係る施設のみが砂防指定地の範囲内となっており、促進区域に指定できない場所での事業実施は国が選定する脱炭素先行地域に応募する際、評価が下がる懸念がある。計画内容によって個別に協議のうえ促進区域に設定できるような「ただし書き」を追加することはできないか	砂防指定地は河川の浸食や山腹崩壊等による土砂等の流出や堆積等が顕著であり、土石流による土砂災害を未然に防止するために、工作物の設置や土地の形を変える等の行為が制限される土地の区域です。本県としては、上記の理由から災害発生により周辺住民の生命・財産を脅かすリスクが高いことから、「(1) 促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」として記載しています。 つきましては、同内容について、計画内容によって個別に協議のうえ、促進区域に設定できるような「ただし書き」の追加は見送ります。
2	道路区域	当自治体で事業化を進めている小水力発電事業は取水地から発電施設までの送水管を道路に埋設することとしている。道路埋設の可能性がある水力発電事業は対象再エネの項目から除外できないか。	「(1) 促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」として道路区域（供用開始予定区間を含む。）は適正と考えています。 道路区域（県道上）には道路法に定められた施設（電柱など）しか設置できません。具体的な案件については、その路線の道路管理者が判断します。 つきましては、道路埋設の可能性がある水力発電事業を、対象とする再生可能エネルギーの項目から除外することは見送ります。
3	第2-3考慮すべき事項に関する基準(2) その他考慮すべき事項 (1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のために考慮すべき環境配慮事項(1/2) 種別：風力 について	「風力」についても「太陽光」と同様に大区分に「水環境」を加えて欲しい。 理由：もし、自治体で風力発電の施設を建設する場合、山頂への設置が考えられる。山頂までの資材の輸送路や設置場所の開拓により、該当地区の住民が利用している水源地への影響が考えられるため。	いただいたご意見を踏まえて、2-3考慮すべき事項に関する基準(2) その他考慮すべき事項の別表(1) 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持のために考慮すべき環境配慮事項の「風力」及び「バイオマス」の各種別に応じて水環境に関する記載を加える修正を行いました。
4	第2-3考慮すべき事項に関する基準(1) 共通考慮事項	・日照障害が懸念される場合についても言及した方が良いのではないのでしょうか。また、農地が日照障害を受けることについて考慮されるべきではないのでしょうか。 もしくは、共通考慮事項とせずに別表の中で考慮すべき事項として主に太陽光の項目に掲載することも検討の一つだと思います。 ・同別表の水環境に敷地からの排水が直接農地に流れ込まないよう配慮する項目を掲載した方が良いのではないのでしょうか。	○日照障害に関するご意見について 「(1) 促進区域に含めることが適切でない」と認められる区域」として、農地法、農業振興地域の整備に関する法律の「農用地区域、第1種農地、甲種農地」を設定しております。 また、日照障害に係るものとして、経済産業省が公表する「発電所に係る環境影響評価の手引き」等を参考に【別表】第2-3 その他考慮すべき事項において、風車の影による影響を挙げております。風車の影等により、土地利用の状況への影響が認められる場合は、必要に応じて風車配置の変更等を検討することとしております。加えて太陽光については、建築物の屋根、壁面等に設置するものは、対象から除いております。 上記により、本県として地域と調和した再生可能エネルギーの利活用を促進するために、優良農地等地域資源を促進区域として含めない方針としているほか、日照障害についても、適切な配慮のための考え方を示しているものと考えております。 つきましては、日照障害について、新たに追記することは見送ります。  ○発電施設からの農地への排水に関するご意見について 【別表】第2-3その他考慮すべき事項において、水力発電への配慮事項として、水の濁り、(河川の利用状況(農業用水等)に関する事項を記載しております。県基準における考慮すべき事項に関する基準は、地球温暖化対策推進法施行規則等を基に、あくまで市町村において促進区域を設定する際に、前提として配慮が必要と考える項目について記載しているものです。 そのため、各市町村が、県基準に記載していない内容について、個別に考慮すべきと考えられる事項が有る場合は、各市町村において、地域脱炭素化促進事業及び促進区域を認定する際の協議会等で、個別の事情を勧告したうえでご対応をいただきたいと思います。 つきましては、水環境に敷地からの排水が直接農地に流れ込まないよう配慮する項目を加えることは見送ります。